

議会改革推進会議

第4回会議 次第

日時：令和2年12月17日(木)11:00～
場所：議事堂大会議室

1 開会

2 協議事項

- (1) 議会改革推進会議設置要綱の一部改正について
- (2) 議会におけるITの活用の推進について
- (3) 議員の長期欠席に係る報酬等の減額について

3 報告事項

- (1) 議会における情報発信について
- (2) 広報編集委員会の取組状況について

4 その他

5 閉会

<資料>

- ・資料1 議会改革推進会議設置要綱の一部改正の概要
- ・資料2 議会におけるITの活用の推進について（各会派意見）
- ・資料3 議会におけるIT活用の方向性（たたき台）について
- ・資料4 議員の長期欠席に係る報酬等の減額について
- ・資料5 議会における情報発信について

令和 2年12月17日
議会事務局議事課

議会改革推進会議設置要綱の一部改正の概要

1 改正の趣旨

議会改革推進会議は、議会基本条例第14条の規定により設置され、毎年度、議会改革に関する行動計画を策定し、その進捗状況を県民に公表することとされている。

また、会議規則第128条の規定により、招集権者を副議長とし、運営等に必要な事項について、本設置要綱で定めているところである。

本要綱では、委員の構成を各会派代表者会議規程に準拠して、各会派に割り当てているが、今般、各会派の構成に変更があったことから、委員構成を見直すもの。

これに伴い、委員の構成を規定した議会改革推進会議設置要綱第2条第1項及び同条第2項の規定の一部を改正するもの。

2 改正の内容

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| <p>(構成)</p> <p>第2条 会議は、副議長を含めた議員<u>10名</u> (以下「委員」という。)で構成する。</p> <p>2 委員の構成は、副議長のほか、自由民主党5名並びに社会民主党、日本共産党、公明党及び会派至誠各1名とする。</p> | <p>(構成)</p> <p>第2条 会議は、副議長を含めた議員<u>12名</u> (以下「委員」という。)で構成する。</p> <p>2 委員の構成は、副議長のほか、自由民主党5名、<u>自民党新令和会2名並びに</u>社会民主党、日本共産党、公明党及び会派至誠各1名とする。</p> |

【参考】

○富山県議会各会派代表者会議規程（粹）

第3条 会議は、議長及び副議長ほか、次の基準により会派から選出された議員（以下「代表者」という。）をもって構成する。ただし、会派間の協議によりその構成員を増減できるものとする。

- | | |
|---------------------|-------------|
| (1) 所属議員8人以上の会派 | 所属議員4人につき1人 |
| (2) 所属議員4人以上8人未満の会派 | 2人 |
| (3) 所属議員4人未満の会派 | 1人 |

○各会派代表者会議委員数

<R2.10.28～>

正副議長、自民党7名、新令和会2名、諸派4名（社、共、公、至）計15名

<R元.5.17～>

正副議長、自民党7名、諸派4名（社、共、公、至）計13名

<H29.4.1～H31.4.29（議員任期満了日）>

正副議長、自民党6名、社・無2名、諸派5名（共、公、至、県、無）計15名

議会におけるITの活用の推進について

| 項目 | 自民党 | 新令和会 | 社民党 | 日本共産党 | 公明党 | 至誠 |
|-----------------------------------|--|---|--|--|----------------------------------|--|
| 1 ペーパーレス化 の視点、目的、現行の議会運営の課題、問題 | 【目的】 ・紙資源の削減、ゼロカーボンの推進 ・関連資料等の情報共有 ・通信手段の向上 【問題点】 ・情報整理の徹底 ・コスト | ・SDGsの観点から環境に配慮した取組みを議会から率先して進める必要がある ・コスト削減にも有効 | ・無駄の排除(アクセス送付、机上配付等の重複) ・職員の業務負担軽減 ・資料印刷代等経費節減 | ・調査活動の利便性向上 (保管の負担軽減) ・資料等の紙資源の削減 | ・アクセス送付、机上配付、事前配付、当日配付等の重複配付の見直し | ・アクセス送付、机上配付、事前配付、機上配付、紙配付、会議資料等は、当面、紙と併用) |
| 2 ペーパーレス化する範囲 | ・事務局や執行部からアクセス送付される連絡事項、報告事項等 ・本会議場配付資料(議事日程、出席者職氏名、議員派遣の件、銀提出議案意見書、請願審査報告書、陳情処理状況報告書等) ・議会運営委員会、各会派代表者会議、議会改革推進会議資料 | ・郵送資料 ・議場配付資料 ・各種会議資料 | ・アクセス送付資料 ・予算・決算書、議案書等 ・会議招集状等の連絡文書 | ・アクセス等の連絡事項から始め議会改革推進会議等で紙と併用しながら試行し、問題点を検討上、範囲を検討 | ・予算の多いもの ・会議招集状等の連絡文書 | ・ペーパーレス化の流れは理解しているが、最低限の紙配付は必要 |
| 3 ペーパーレス化のスケジュール | ・なお、デジタル化により、関連情報のその場での閲覧が可能 ・また、映像や動画等の資料添付が可能 | ・次期改選期までにクラウド化を推進 | ・執行部と歩調を合わせながら進める | ・次期改選期からの本格実施 | ・執行部と歩調を合わせながら段階的に実施 | |
| 4 検討の進め方 | ・専門検討委員会を立ち上げ、導入までのスケジュール、運用規則、コスト、先進地視察などを検討・実施する | ・検討委員会を立ち上げ検討する | ・執行部も含めて検討委員会を立ち上げる | ・検討委員会を立ち上げ検討する | ・執行部とともに協議 | ・会派の枠にこだわらず、4～5名程度の部会で検討する |
| 5 検討を進める際の課題 | ・タブレット端末に求める機能 ・文書クラウドの導入及び次期通信環境の整備 ・通信費等の公費負担 | ・文書管理クラウドの導入 ・通信環境の整備 ・通信費等の公費負担の範囲 | ・通信費の公費負担の範囲 ・慣れない議員へのサポート | | | |
| 6 その他、参考となる事項等 | ・先進地を十分視察し、検討する | | | | | |

令和2年12月17日

議会におけるIT活用の方向性（たたき台）について

（基本方針）

議会資料等の電子化により紙や印刷経費の節減を図るとともに、議員の情報の携帯性の確保や調査活動の利便性の向上を図り、政策提言・政策立案機能の強化を目指すことに加え、議員と執行部、議会事務局との情報の共有化、情報伝達の迅速化を図り、資料の印刷配付による事務負担の軽減や、事務連絡や議会活動に関する日程調整等の議会運営の効率化を図るため、具体的な検討を行うものとする。

1 検討を行う場

IT活用検討委員会（仮称）を設置し、次の事項について検討を行うものとする。

なお、検討委員会については、会派の枠にとらわれず10名以内で構成し、必要に応じ執行部からも、出席を求めるものとする。

2 検討内容

（1）導入方針（ペーパーレス化する範囲）

事務局からの連絡事項、通知文書等から始め、議会関係資料（議案書、本会議・各委員会・協議の場における配付資料）のペーパーレス化を目指す

（2）活用方法

- ・会議における議案書や配付資料の閲覧、事務局からの通知文書の受信
- ・インターネットによる資料等の検索
- ・府外での調査活動（県内、県外視察等）での利用の検討
- ・将来的にオンライン会議での利用に向けた検討

（3）端末等仕様（タブレット端末、文書管理クラウド）

タブレット端末等の種類、画面の大きさ、容量等

（4）導入時期及びスケジュール（別紙たたき台）

タブレット端末等の導入時期、試行期間、本格実施時期

（5）通信環境の整備

本会議場や委員会室等のWi-Fi環境の整備等

（6）経費負担の範囲

通信費等の公費負担、政務活動費との調整

（7）諸規程の整備、先例の見直し

- ・ペーパーレス化に伴う会議規則上の議事日程、議案書等の「配布」に代わる措置、デジタル化に伴う「届出」「請願」「陳情」に係る押印の廃止及び提出に関する規定整備

- ・オンライン委員会の実施に向けた「出席」の取扱い等の規定整備 等

（8）執行部との協議、調整

議会においてペーパーレス化、オンライン委員会を導入する場合の各種事項のスケジュール(たたき合)（仮にR5年4月(次期改選)から導入する場合）

令和 2 年 12 月 17 日
議会事務局総務課

議員の長期欠席に係る議員報酬等の減額について

1. 概要

今年度の行動計画の「欠席が長期に渡る場合の報酬や期末手当の減額」の検討のため、他府県の状況等を参考とするもの。

なお、会議規則の改正（R2.3月：欠席事由に育児、家族の看護・介護を追加）を踏まえ、仕事と介護・育児との両立推進に資することを基本に検討したい。

2. 他府県の状況等【別紙1参照】

(1) 減額の理由

- ①「長期欠席」のとき（理由に関わらず） [新潟、秋田、福岡、群馬、鳥取、大分]
- ②正当な理由なく招集に応じないとき [熊本]
- ③逮捕・勾留されたとき「支給停止」 [福井、大阪、福岡] ※無罪等の場合解除)
⇒ ①を基本に検討。今回、「支給停止」は検討しないこととした。

(2) 削減対象となる「長期欠席（者）」【別紙2参照】

- ①その月の会議等を全て欠席した場合など [新潟、熊本]
- ②一の定例会中の会議、委員会及び協議の場を全て欠席した場合 [秋田]
- ③連続する二回の定例会及びその間の協議の場を欠席 [福岡]
- ④会議・委員会（及び協議の場）を一年間欠席 [群馬、鳥取、大分]
⇒ 欠席の把握方法や一般職との均衡（病気休暇90日）などを踏まえて検討

(3) 議員報酬の削減率

- ①1／2削減 [新潟、秋田、群馬、大分]
- ②全額削減 [鳥取、福岡、熊本]
⇒ 「生活給」への配慮や一般職との均衡（傷病手当等）から、1／2を基本に検討

(4) 期末手当への反映

- ①あり [秋田、福岡、群馬、鳥取]
- ②なし [新潟、大分、熊本]
⇒ 報酬が減額された月数に応じた減額を基本に検討

(5) 適用除外

- ①公務災害及び伝染病による就業制限など [秋田、福岡、群馬、鳥取]
- ②なし [新潟、大分、熊本]
⇒ ①を基本とし、出産等への対応なども含め検討

3. 今後の予定

- ・ 1月中旬 各会派の意見取りまとめ
- ・ 1月下旬 意見を踏まえ条例（案）作成
- ・ 2月中旬 議会改革推進会議で協議
⇒ 了承が得られれば、2月定例会に議員提案

◎議員の長期欠席に係る議員報酬等の減額について

| 府県名 | 議員報酬 | | | | 期末手当 |
|-----|---|--|-----------------|--|--|
| | 減額事由 | 減額期間 | 減額後の報酬額 | 適用除外事由 | |
| 新潟県 | その月に開かれた議会又は委員会等に全く出席しなかったとき | その月 | 2分の1 (減額できる) | — | — |
| 熊本県 | 正当の事由なく議会の招集に応じないとき | その議会の属する月 | 支給なし | — | — |
| 秋田県 | 長期欠席（一の定例会の開会の日から閉会の日までの間に開かれる次に掲げる会議等の全てを欠席）した場合 一 会議 二 委員会 三 協議等の場 四 派遣（委員会を含む）の目的である調査等を行うための場 | 閉会日の属する月の翌月から最初に会議等に出席した日の属する月の前月まで | 2分の1 | ・公務上の災害 ・感染症予防法第十八条第一項に規定する患者若しくは無症状病原体保有者 | 基準日（6/1・12/1）に長期欠席中の場合は支給しない |
| 福岡県 | 連続する二回の定例会並びに当該二回の定例会の間に開かれる県議会の会議及び委員会のすべてを欠席したとき | 当該二回目の定例会の閉会日の属する月の翌月以降 ※その後最初に会議又は委員会に出席した日の属する月以降は減額しない | 支給なし | ・公務上の災害 ・結核性疾患その他これらに類するものとして議長が認める理由 | 支給を停止された月の割合に相当する部分を減じた額 例) 3ヶ月減額→1/2減額 6ヶ月減額→支給なし |
| 群馬県 | 長期欠席者（会議又は委員会を欠席した日から引き続き一年間議会の会議及び委員会を欠席したとき）となったとき | 長期欠席者に該当することになった日の属する月の翌月以後 ※その後最初に会議又は委員会に出席した日の属する月以後は減額しない | 2分の1 | ・公務上の災害又は通勤による災害 ・感染症予防法第十八条第一項に規定する患者又は無症状病原体保有者 | 基準日前六月のうち減額された月分の二分の一を乗じて得た額を減じた額 例) 3ヶ月減額→1/4減額 6ヶ月減額→1/2減額 |
| 鳥取県 | 長期欠席者（議会、委員会又は協議若しくは調整を行うための場の会議を欠席した日から引き続き1年間議会等の会議を欠席）に該当した場合 | 長期欠席者に該当することになった日の属する月の翌月以降 ※会議等に出席したときは、出席した月以後は支給 | 支給なし | ・公務上の災害 ・結核等の感染症その他これらに類するものとして議長が認める理由 | 対象期間中（基準日前6月）の議員報酬が支給された月数分の割合で支給 例) 3ヶ月減額→1/2減額 6ヶ月減額→支給なし |
| 大分県 | 引き続き一ヶ年以上定例会、臨時会、又は委員会の招集に応じないとき | — | 2分の1 | — | — |

Oーの定例会の全てを欠席した場合

| | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
|-----|-------------------------|-----|----|----------------------------------|---------------------------|---------------------------|-----------|----|
| 本会議 | (提案1/26、代表11/30、採決2/14) | | | 26日～24日 (提案2/26、代表3/2、採決3/24) | | | | |
| 例1 | | | | ○提案2/26から欠席 94日間休 | 4月の休 (報酬50%) ○採決3/24欠席 | 4月の休 (報酬50%) ○採決3/24欠席 | ○視察5/31出席 | |
| 例2 | | | | ○提案1/26出席、代表11/30から欠席 182日間休 | 4月の休 (報酬50%) ○採決3/24欠席 | 4月の休 (報酬50%) ○採決3/24欠席 | ○視察5/31出席 | |
| 例3 | | | | ○提案2/26から欠席 63日間休 | 減額なし | 減額なし | | |
| 例4 | | | | ○提案2/26出席 151日間休 | ○採決3/24欠席 ○視察4/30出席 | ○採決3/24欠席 ○視察4/30出席 | ○視察4/30出席 | |

○連続する二回の定例会を欠席した場合

| | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 5月 |
|-----|--|---------|------------------------|------|-------------------------------|-------------|-------------|-----------|
| 本会議 | | | | | | | | |
| 例 5 | ○提案1/26から欠席 ○提案1/26、代表11/30、採決1/14) | 26日～14日 | | 26日～ | ～24日 (提案2/26、代表3/2、採決3/24) | 186日間休 | 4月のみ(報酬50%) | ○提案2/21出席 |
| 例 6 | ○提案9/8出席、代表9/10から欠席 | | ○提案2/26欠席 ○提案3/26欠席 | | 263日間休 | 4月のみ(報酬50%) | ○提案5/31出席 | |
| 例 7 | ○提案11/26から欠席 ○提案9/10出席、代表9/10から欠席 | | ○提案2/26欠席 ○提案3/26欠席 | | 155日間休 | 満額なし | ○提案4/30出席 | |
| 例 8 | ○提案9/8出席、代表9/10から欠席 | | ○提案2/26欠席 ○提案3/24欠席 | | 232日間休 | 満額なし | | ○提案3/30出席 |

令和 2 年 12 月 17 日
議会事務局議事課

議会における情報発信について

1 常任委員会のインターネット録画配信の試行結果

(1) 視聴件数

| 区分 | 委員会名 | 開催日 | 集計期間 | 視聴件数 | |
|-----|---------|---------|---------------------|------|-------|
| | | | | 合計 | 1日当たり |
| 第1回 | 経営企画委員会 | 6月8日(月) | 6/9～9/3 (87日間) | 366 | 4.2 |
| 第2回 | 厚生環境委員会 | 9月3日(木) | 9/4～11/30 (88日間) | 398 | 4.5 |

(2) 令和 3 年度の予定

教育警務、県土整備観光、経済産業の各委員会において試行を実施する。

2 県議会定例会の生中継・録画配信に係る広報の取組み

新聞掲載の「県からのお知らせ」において、従来から「県議会定例会の生中継・録画配信」を掲載しているが、11月定例会のお知らせから、新たに QR コードを掲載し、スマートフォン等による「県議会の生中継・録画配信」のホームページへのアクセス性を高めた。

(別紙参照)

